

# 裁判所サマーツアー2019が開催されました！

裁判員制度広報行事「裁判所サマーツアー2019 一体験！裁判員裁判！！－」が、令和元年8月8日（木）に徳島地方裁判所で開催されました。

徳島県内の小学校5, 6年生33名とその保護者の方々に参加していただき、徳島地方裁判所201号法廷は、あふれるほどの熱気で一杯になりました。



最初に、総務課長から、「小学生のみなさん、元気ですか！！」の第一声で、サマーツアー2019が始まりました。そして、「事件の真犯人が判明した場合、捕まった犯人はその後どうなるのでしょうか。すぐに刑務所に入れられてしまうのでしょうか。実は、捕まった犯人のその後については、裁判所の仕事になってくるのです。」と裁判手続きに至るまでの導入部分の説明があり、また、「今年で裁判員裁判制度が始まって10周年を迎えた。近い将来、裁判員に選ばれるかもしれないみなさん、予行演習のつもりで、今回の模擬裁判を体験してみてください。」と、サマーツアーの開催趣旨を説明しました。



続いて刑事部総括裁判官からあいさつがあり、今回のサマーツアーを盛り上げてもらえるように、模擬裁判や模擬評議にあたっては、「大きな声で、元気よくお願ひします。」との話がありました。

そして、進行役の裁判所職員から、本日の予定についての説明がありました。



さて、いよいよサマーツアー2019開始です。最初に、裁判の仕組みを理解するために、DVD「裁判所ってどんなとこ？」を視聴しました。

続いて、司会進行担当の裁判官から、模擬裁判にあたって、刑事事件の手続きの流れについての説明を受け、小学生のみなさんは熱心に聞いていました。



## 模擬裁判 開 始

そして、サマーツアー2019のメインイベントともいえる模擬裁判開始です。あらかじめくじ引きで決まった配役（裁判官3名、裁判員6名、検察官3名、弁護人3名）で、裁判員裁判を小学生たちに行ってもらいます。

裁判官役、裁判員役の小学生たちが入廷すると、裁判所書記官役の裁判所職員から、「起立、礼。」の号令があり、法廷内の全員が起立、礼をし

て、緊張した雰囲気のなかで模擬裁判が始まりました。

事件の内容は、20歳代の女性が公園近くの住宅の扉に放火した、という容疑で起訴された現住建造物等放火事件です。

検察官は、この20歳代の女性を被告人として起訴しましたが、被告人は、自分は火を消そうとしていただけで、自分より先にいた男性が火をつけたのだと主張し、犯行を認めていません。

検察官は、被告人の犯行を証明するために、公園にテニスラケットの素振りをしにきていた目撃者を証人として申請し、被告人が持っていた先の長いライターの写真や放火現場付近の位置関係を説明した実況見分調書などを証拠として提出しました。

対して、弁護人は、被告人が実際に火をつけたところを証人は見ていないことや、被告人がライターを持っていたのは普段たばこを吸っているからであること、被告人は急いでその場から走り去ってはいないことなどを指摘して、検察官の主張に反論します。

配役の当たった小学生のみなさんは、シナリオを読みながら役になりきって、はきはきと発言し、証人役、被告人役を務めた裁判所職員に対しても、元気な声で質問をしていました。

全ての審理を終えて、次は、今回のサマーツアーに参加してくれた小学生のみなさん全員で模擬評議に臨みます。





## 評議

実際の裁判員裁判では、裁判官と裁判員が「評議室」で、非公開で評議を行いますが、このサマーツアーでは配役にこだわらず、小学生全員参加で模擬評議を行いました。

評議の進行役の裁判官が、評議の進め方やポイントなどを説明しながら、まず被告人が有罪なのか無罪なのかを検討していきます。

小学生のみなさんには、証人や被告人が話した内容などについて、信用できる点やおかしいと思う点など、さまざまな意見を出してもらいます。

進行役の裁判官は、評議の前に「僕はお昼にラーメン食べたんだけど、今日、ラーメン食べた人いるかな？」と聞くと、数名の小学生から手が挙がり、模擬裁判で緊張していた雰囲気から一変、場を和ませてくれました。その甲斐あって、評議の本題について裁判官が「意見を言いたい人！」と聞くと、多くの人から手が挙がり、活発に意見が飛び交いました。

有罪の意見としては、「被告人の持っていた先の長いライターをたばこ用として使わないので。」、「男の人が火をつけたと言っているが、その男の人の特徴などはあいまいなことしか言っていない。」、「証人は、被告人以外の人を見かけていない。」、「被告人は以前にも車に火をつけたことがある。」などなど。対して、無罪の意見としては、「証人は、被告

人が火をつけたところは見ていない。」、「被告人が火をつけた動機があいまい。」、「証人と被告人との距離が30メートルも離れていて、本当に被告人の姿がはっきり見えたのか疑問。」などなど。双方ともホワイトボードに書ききれないほどの意見が出ました。

最終的な結論としては、多くの意見が出たあと、多数決で、満場一致で、被告人は有罪となりました。



次に、有罪となった被告人に対して、どの程度の処罰を科すのがよいかを検討します。

このシナリオでは、検察官の求刑は懲役6年でした。そこで、進行役の裁判官は、3つのパターンで検討してもらうことを提案します。① 懲役6年、② 懲役3年、③ 懲役3年・ただし執行猶予5年付き(5年の間、罪を再び犯さず、まじめに過ごせば、刑務所に入らなくてもよい。)、のどれが一番妥当な刑罰と思うか、です。

こちらについても、「もし火を消す人がいなかったら、家が燃えて、中にいた人が死んでいたかもしれないから、重い刑罰を科すのがよい。」、「この度は焼けた範囲も狭く、負傷者がいないので、求刑の半分程度がよい。」など、いろいろな意見が出ました。

最終的な結論は、多数決で、検察官の求刑どおりの懲役6年が相当との評決になりました。



そして、評議を終えた後は、再度配役に付いてもらって、被告人に対して判決宣告がなされ、模擬裁判が終了しました。



## 裁判官への質問タイム & 法廷開放

裁判官への質問タイムでは、刑事事件を担当する裁判官2名が小学生からの質問に答えます。

「どうやったら裁判官になれるの?」、「裁判官を目指したきっかけを教えて。」、「裁判って、1年間にどのくらいやってるの?」、「裁判にはどれぐらい時間がかかるの?」、「裁判官の収入って、いくらなの?」…などなど、こちらも次々と質問がありました。質問を受けた裁判官は、それぞれの思いや考えを率直に答えてくれていましたが、小学生の皆さんには、裁判官や裁判所の仕事にとても興味を抱いてくれているようでした。



そして、質問タイムの後、参加してくれた小学生にサマーツアー2019の修了証書が授与されました。



---

最後に、法廷開放です！

201号法廷内を自由に見学してもらいます。また、裁判官の法服を着たり、裁判官や検察官、弁護人の席に座って記念写真を撮影したりしました。



普段はなかなか見慣れない実際の法廷内の様子に、小学生からだけでなく保護者の方からも、多くの質問がスタッフの裁判所職員に寄せられました。

---

今回の裁判所サマーツアー2019に参加されたみなさんは、楽しみながらも真剣に裁判のこと、裁判所のことを学んでくれたと思います。

多数のご参加、ありがとうございました！

